

# ものづくり中小企業開発・開拓推進事業に関する業務仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先業者（以下「乙」という。）に委託する「ものづくり中小企業開発・開拓推進事業」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の目的

県では、本県ものづくり企業の技術課題の解決及び新製品・新技術開発を促進するため、堀切川一男 氏を福島県地域産業復興・創生アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として迎え、本県中小企業への御用聞き訪問を通じて、数々の新製品開発及び事業化を達成してきた。

本事業は、アドバイザーを中心とした産学官連携チームによる御用聞き訪問を通じて開発案件等を事業化まで推進する事を目的として、企業発掘やコーディネート、販売の自走化に向けた支援、成果普及等を行うものである。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)までの期間

## 3 委託業務内容

以下の業務を行うことを想定しているが、より効率的・効果的な事業となるよう、甲乙協議のうえ決定する。なお、業務の実施に当たっては、甲及び関連機関との綿密な調整のうえ進めることとし、必要に応じて随時打合せを行う。

なお、甲が行う他事業との連携を図ること。

### (1) 県内企業の新製品開発に関する支援業務

#### ア 御用聞き訪問の調整・実施

アドバイザーによる企業訪問の年間スケジュールや毎月の訪問行程を各地域の産業支援機関と調整のうえ作成するとともに、本事業が円滑に実施できるよう、以下の内容について関係者間の連絡調整等を行うこと。

・アドバイザーによる御用聞き訪問のスケジュールの作成と関係者の調整に関すること。

期間：令和8年5月から令和9年2月まで

日数：毎月別に指定する2日（1泊2日）

- ・アドバイザー等の送迎に関すること。
- ・御用聞き訪問時の記録及び甲への報告に関すること。

#### イ アドバイザー等への謝金及び旅費の支払い事務

毎月の実績に応じて、翌月末までに以下の支払いを行うこと。

- ・福島県地域産業復興・創生アドバイザー：30,000円/日
- ・福島県地域産業復興・創生サブアドバイザー：13,000円/日
- ・旅費の費用弁償

#### ウ 開発製品に係る各種支援

支援企業等からの要望に応じて以下の支援を実施すること。

- ・パッケージングやラッピング等のアドバイス
- ・製品広報用パンフレットの企画、試作
- ・販路戦略シートによる販売手法等のアドバイス

#### エ オンラインストアへの出店支援

- ・県が指定するオンラインストア「福島県ふくいろキラリプロジェクト楽天市場店」 (<https://www.rakuten.ne.jp/gold/fukuiro/>) の月額出展料、県内企業が出店する際の初期登録費用、出品申請手続き、製品ページ作成費用、製品の発送作業、企業への売上金入金に係る振込手数料の支援を行うこと。ただし、販売手数料及び製品の発送に係る送料は企業負担とする。
- ・企業より預かった製品を発送まで適切に保管・管理すること。
- ・新規企業の出店促進を図るとともに、掲載製品の売上げ増に繋がる手段を講じること。
- ・オンラインストアへ出店する企業への支援は製品の掲載日から3か年とし、4年目以降に掲載を希望する企業については、自己負担を求めるものとする。負担額については甲乙協議により決定する。

### (2) 成果普及及び企業発掘

#### ア 開発製品の展示・販売に係るイベントの開催

新たに開発された製品を中心とした製品展示会、製品販売会をそれぞれ1回以上行うこと。製品展示会と製品販売会を合わせて開催するなど、成果普及に有効な方法を検討し、提案すること。

(参考：令和7年度)

- ・ふくいろキラリ成果発表3days

製品展示会製品販売会 2月19日～21日

※場所や規模については、都度甲と協議を行うこととする。

#### イ 成果集の作成

- ・本事業において県内中小企業が開発した新商品等の事例及び本事業の取組について、県内外へ広く広報することを目的とした成果集を作成すること。
- ・印刷や製本の仕様や台割決定時及び編集完了時、その他甲が必要と認めるときは、甲に協議し、確認を受けるものとする。なお、過年度分も時点修正するなど全体を見直すとともに、少なくとも2回の校正を行うこと。
- ・製本は500冊程度とし、印刷物及びデータを提出すること。

(想定内容)

- ・過年度の成果集（約120ページ）を基本形とする
- ・開発製品の紹介（新たに開発に成功した商品を含む）

・過年度の事業成果

ウ SNSでのプロモーション

- ・令和5年に開設したSNS アカウント（Facebook、Instagram）により、写真や動画などを用いて開発製品やイベント等のプロモーションを年24回以上行うこと。更新するタイミングはイベントの前の宣伝や、年度初めに開発製品を掲載するなど効果的になるように工夫すること。
- ・フォロワー数の推移、フォロワーの男女比や年齢構成、オンラインの時間帯、反応の良い投稿など、定期的にアカウントの分析調査を行い、現行のホームページやオンラインストアへのアクセス人数の推移や顧客属性について分析し、甲及び企業へフィードバックすること。
- ・県SNSアカウントと相互フォロー等により連携し、フォロワー増加の工夫をすること。

エ チラシの作成

令和4年度に作成し現行ホームページ「ふくいろキラリ」(<https://fukuiro-kirari.jp/>)に掲載している本事業の広報用チラシを活用し、県内企業へ御用聞き訪問の実施について周知を行うとともに、乙が有する各市町村の産業支援部門とのネットワークを活用しながら新規訪問先企業の発掘を行うこと。

チラシは随時見直しを行い更新すること。

オ ホームページの運用

- ・現行ホームページ「ふくいろキラリ」(<https://fukuiro-kirari.jp/>)を随時更新し、最新の状態にしておくこと。併せて成果集を掲載すること。

カ 成果動画の作成

- ・事業の成果を公開する1件あたり3～5分程度の動画を作成し、ホームページに掲載すること。

※動画は年5件程度作成するものとし、掲載する開発製品については、甲と協議を行うこととする。

(3) 製品の販売自走化に向けた支援

アドバイザーによる御用聞き訪問により製品開発に成功した企業に対し、製品販売までを自社で行えるよう、以下の事業を行うこと。

ア 販路開拓のためのセミナーの開催

- ・マーケティングの重要性を普及啓発するためのセミナーを開催すること。

想定講師：マーケティングの専門家等

回数：1回程度（10社以上予定）

対象：ふくいろキラリプロジェクトにより製品開発に取り組んだ企業

イ 販売自走化に向けた伴走支援の実施

- ・マーケティングの専門家を招聘し、県内企業5社程度に対し、販売自走

化に向けた伴走支援を実施すること。

- ・対象となる5社は御用聞き訪問により製品開発に成功した企業の中から選定すること。選定に当たっては、企業の意向、セミナー参加企業、マーケティングの専門家からの意見などを参考にし、甲と協議の上決定すること。
- ・支援内容は以下項目を基本とするが、他の提案も可とする。支援内容については甲と協議の上決定すること。

(想定する支援内容)

- ・商品展示の方法やPRに関するノウハウの伝授
- ・実物展示とオンラインストアを組み合わせた商品販売の実施
- ・面談等による打合せを各社3回程度実施

#### (4) 実績の取りまとめ

##### ア 開発製品の売り上げ実績

御用聞き訪問による製品の開発状況、売り上げ実績を年度ごと、製品ごとに取りまとめること。

##### イ 事業展開の状況

これまでに御用聞き訪問を実施した企業について、その後の事業展開の状況等をアンケートにより調査すること。

また、アンケート等の取りまとめに際しては、売上や商談件数に係る定量的な内容を含めることとし、開発製品から派生した自社業務の売上や、ふるさと納税返礼品への採用、御用聞き訪問前後の意識の変化等についても調査すること。

#### (5) 業務の報告

各業務の進捗状況について、以下の項目を含めて毎月報告すること。

##### ア 製品リストの管理

御用聞き訪問により生まれた製品・技術について、リストにより管理するとともに、上記(4)の結果を整理すること。

##### イ オンラインストアの売上実績を取りまとめること。

##### ウ 業務完了時には上記(1)～(4)の結果を実績報告書として取りまとめること。

##### エ 実績報告書の作成に当たっては、構成・レイアウト等を十分に工夫し、網羅的・体系的に記載するとともに、単に結果を掲載するにとどまらず、結果を評価し、事業の改善等に繋がる具体的な提言等についてもできる限り記載すること。

## 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務着手届（別記第1号様式）
  - ・ 実施工程表
  - ・ 業務実施体制書
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に直ちに提出するもの
  - ・ 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 5 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

## 6 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。